

令和2年大網白里市議会第4回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和2年12月15日（火曜日）午後1時12分開会

場所 保健文化センター 3階 ホール

出席委員（6名）

北 田 宏 彦	委 員 長	秋 葉 好 美	副 委 員 長
土 屋 忠 和	委 員	小 倉 利 昭	委 員
蛭 田 公 二 郎	委 員	黒 須 俊 隆	委 員

出席説明員

財 政 課 長	古 内 衛	財 政 課 副 課 長	森 川 裕 之
財 政 課 副 主 幹 兼 契 約 管 財 班 長	北 田 吉 男	財 政 課 副 主 幹 兼 財 政 班 長	茂 田 栄 治
参 事（総 務 課 長 事 務 取 扱）	堀 江 和 彦	総 務 課 副 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	古 内 晃 浩
総 務 課 主 査 兼 行 政 班 長	齊 藤 康 弘	総 務 課 主 査 兼 人 事 班 長	子 安 浩 司

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	岡 部 一 男	副 主 幹	花 沢 充
主 任 書 記	鶴 岡 甚 幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 請願・陳情（継続・新規付託）の審査

①継続

- ・陳情第 8号 議会運営委員会を見習って、入札監視委員会を設置してもらうための陳情

②新規

- ・陳情第 11号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の掲出を求める陳情

(2) 付託議案の審査

- ・議案第 1号 令和2年度大網白里市一般会計補正予算
- ・議案第 4号 大網白里市社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 6号 大網白里市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 9号 大網白里市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 10号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時12分）

◎委員長挨拶

○委員長（北田宏彦委員長） 今回、当常任委員会で審議する内容は、陳情2件、議案が5件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○副委員長（秋葉好美副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 傍聴希望者はいらっしゃいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第8号 議会運営委員会を見習って、入札監視委員会を設置してもらうための
陳情

○委員長（北田宏彦委員長） これより、継続審査となっております陳情第8号 議会運営委員会を見習って、入札監視委員会を設置してもらうための陳情の審査を行います。

前回の審査時に財政課に資料の提出を求め、資料の提出がありましたので、財政課からの資料の内容について説明を求めることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

時間の関係もありますので、早速資料の説明をお願いいたします。

なお、発言の際には、お手元のマイクを使って発言するようお願いいたします。

財政課長。

○古内 衛財政課長 財政課でございます。それでは、これから提出させていただいた資料の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以後は着座にて失礼いたします。

陳情第8号の継続審査に当たり議会からは、1点目として、今年度4月から10月末までにおける本市建設工事入札参加資格委員会の会議概要。また2点目に、過去10年間に本市が行った指名競争入札及び一般競争入札に係る業種区分ごとの落札率と参加業者数。この2点について資料の提出が求められましたので、過日皆様にお示したところでございます。

提出資料については表紙の目次のとおり、まず1ページから4ページが、本市の入札参加資格委員会設置規程及び指名業者選定審査会規程となります。そして、5ページから202ページまでが、当該委員会の審議内容となっております。

4月14日から10月19日まで計11回開催し、75件の審議を行いました。編冊は、資格委員会ごとに入札参加資格要件の審議結果について（答申）、以後、審議案件及び審議結果を記載した答申一覧、案件ごとの入札参加資格要件設定資料、業務内容を記載した業務等概要書の順としております。

最後に、203ページと204ページでは、過去10年分の一般競争入札及び指名競争入札につき、業種区分ごとに落札率と参加業者数をお示したところでございます。

なお、当該委員会に係る会議録は作成してございません。この会議は、入札前に開催しているところであり、委員会設置規程第9条では、秘密の保持に関し審査会の会議内容については部外者に漏れないよう秘密の保持に注意しなければならないと規定しております。

したがって、委員会を開催した際の配付資料は会議後に回収の上、シュレッダー廃棄し、事前情報は最小限の職員のみが管理するなど、情報漏えいには万全を期するため会議録も作成してございません。

今回お示した内容については、入札に至るまでの経緯をご確認いただくため、市長への答申となる委員会での審議結果以降の書類をご用意したところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま財政課から説明がありましたが、資料の内容について質疑等ありましたらお願いいたします。

なお、財政課に対し、入札監視委員会の必要の可否や意見を求めることはご遠慮いただき

たいと思います。

秋葉副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） 資料をいただきました、203ページの上の表の中に、一般競争入札の一覧表を見ますと、工事については各年度の落札率が90パーセントを超えているわけですが、この入札監視委員会を設置すると、この生駒市のように落札率というのが77パーセントになっていくのかどうか、お伺いをできればと思っております。

○委員長（北田宏彦委員長） 森川副課長。

○森川裕之財政課副課長 入札の執行に当たっては、品質が求められる工事については最低制限価格を設定しております。最低制限価格の設定については、国交省が事務局となっております中央公共工事契約制度運用連絡協議会、こちらが決定したモデルに準じて各自治体で運用方法を決定しております。

最低制限価格制度については、ダンピング価格による工事の質の低下を防ぐことが狙いとされております。落札額が最低制限価格を下回りますと、品質の悪化や安全対策の不徹底、労働条件の悪化、下請け企業へのしわ寄せなどが生じるおそれがございます。

このため、本市では、この協議会が示した平成28年度モデルを採用しており、予定価格に対する最低制限価格の設定割合をおおむね86パーセントとしております。したがって、これを下回る落札は生じません。一方、生駒市でございますけれども、平成23年度の協議会モデルを使用しており、おおむね79.1パーセントとなっております。このため、本市と生駒市では落札額に差が生じているという状況でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋葉副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） 分かりました。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 今、最低制限価格の話が出ましたが、最低制限価格を設定する場合というのは公表しているんですか、していないんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田班長。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 入札を行う際に公告の段階で、設定しているかしないかは公表しております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 最低制限価格で2社が同価格、3社が同価格で同じ入札をして、再度くじ引

きになっているのか知らないですけれども、そういうものがいくつか、この中の資料だけでもいくつかありますけれども、これは最低制限価格を公表していたんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田班長。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 最低制限価格と同額となる場合は、最低制限価格を公表しております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 一般競争入札と指名競争入札というのは、これはどのような規定で選んでいるんですか。それで、31年ですか、指名がないということは、もう指名は基本的になくて全て一般競争入札、もしくはその他の総合評価等になるという、そういうことなんですか。ご説明をお願いします。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田班長。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 一般競争入札か指名競争入札かの選定に当たっては、見込みする業者数が少ない場合となる場合は指名競争入札としております。それから、最近の指名競争入札の数ですけれども、これは全く行っていないわけではございません。最近是一般競争入札がほぼ100パーセント近くを占めておりますが、案件によっては指名競争入札で行う場合がございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 業者の数だということなんですけれども。実際これ調べてみると、まず見込み対象6社みたいなものが結構意外とあります。実際6社といっても、実際の一般競争入札に参加するのは2だったり3だったり。おまけに実際入札のときには辞退したりなんかして、結果として2社しか応札しないみたいな、そんなのがいくつかあるわけです。ざっと見ただけでいっぱいあるわけです。

条件選定ですか。これがかなり間違っているんじゃないかと思うんですけれども、どう考えるんですか。これ間違っていないんですか、これでいいんですか。6社しかないような案件にもかかわらず制限をつけて、例えば市内の業者とか制限をつけて、実際は6社じゃなくて3社しか来なくて、おまけに1社辞退して2社しか出なかったみたいな、こんな入札というのはありなんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田班長。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 本市の場合、おおむね7社以上が確保できる場合は

一般競争入札としております。なお、今おっしゃられた6社程度というところというのは、指名競争入札の業者数をご覧いただいてからのことと思われませんが。一応ご提示してある資料につきましては、指名競争入札の一覧表をご覧いただいたところでは、これは年間の業者数、入札案件のトータルした業者数を示しております。

ですので、場合によってはだいぶ少ない数の入札のときもあろうかと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、見込み業者数が少ない場合の適用としております。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 例えば143ページの、白里海岸トイレ改修工事設計価格が682万4,400円。これ、638万円ぴったりで丸二工務店が落札しているんだけど、見込み対象業者数がそもそも7社じゃなくて6社しかないわけです。しかも、一応4社が応札と言ったんだけど、鈴木土建と新星工務店が辞退しているから、結果として丸二ともう一個どこだろうな、鈴木工務店だったかな、どこかが札を出しただけという、たった2社になったわけです。もともと見込み対象6社とって2社しか応札しなかったわけで、こんなのがいっぱいあるんです。

そもそもが6社しかないようなものだったら、大網白里市に有するものみたいな本店、支店が、こういうような制限をつけた。この制限つきというのが間違っているんじゃないですか。これ千葉県にすればもっと業者が増えて、7社以上の入札になったんじゃないですか。こういうのがいっぱいあるんですけれども、そういうのを何か、入札方法の選定で資格選定委員会で問題には何もならないんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 先ほど北田のほうからもご説明ありましたが、基本的にはおおむね7社、こちらの参加が見込まれるものについては、基本的には市内業者を基本として地域要件を設定しているところでございます。

したがって、確かに黒須議員がおっしゃるとおり応札者がそれ以下であり、なおかつ場合によっては本当に1社しかないという状況もあるかもしれませんが。私どもといたしましては、そういった基準の下、入札を執行しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 実際そうじゃないわけで、おおむね7社が入札に参加するように、そもそ

もが本市の入札の具体的な実施がなされていないということだと思っんです。83ページも10社なんて書いてあるけど、2社しか落札に参加してないです。

工事だけしか見てないので、測量とかそういうのがどの程度参加しているのか、私見てないですけども。工事だけざっと見たんですけども、市内の制限がついてるやつはほとんど7社なんていってるのは一つもないです。1つくらいあったかもしれないですけども。だから、実際にそうになってないわけで、しかもそれがかなり、90パーセントを超えるような落札率で高止まりになってるわけです。これおかしいんじゃないですか。

先ほど、生駒市との違いをおっしゃられましたけれども、そもそもが本市の86パーセントの最低制限価格にすら達していない工事がほとんどなわけで。だから、本市の、例えば制限をつけるにしても、地域要件をつけるにしても、全ての一般競争入札に最低制限価格を公表して、最低制限価格ぎりぎりまで下げろということをやめる気はないんですか。できないんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田班長。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 建設工事においては全て最低制限価格を公表しております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 分かりました。大体状況は分かりましたので、とりあえず……

もう一つ、ABCもね、ABC全てというのとAB、これもやっぱりあくまでも業者の数のために調整しているんですか。AだけにしたりABCオーケーにしたり、BCにしたりというのは。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田班長。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 発注する工事価格によってABCのランク分けをしております。なお、このABCの基準なんですけれども、これは今までの工事成績などをもとにしてランクづけを行っているところです。

以上です。

○黒須俊隆委員 分かりました。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方。

小倉委員。

○小倉利昭委員 すみません。生駒市の入札状況ですけども、非常に落札率が低いと。これは本市から見てどのように思いますか。

○委員長（北田宏彦委員長） 森川副課長。

○森川裕之財政課副課長 生駒市の入札状況を拝見しますと、ホームページのほうに公開されているものしか、我々目にすることができないわけなんですけれども。ほとんどが最低制限価格で応札されていると。こういった状況を見ますと、本来は各参加業者がそれぞれ独自の積算によって入札額を設定すべきところなんですけれども、単に最低制限価格にのみ頼って応札するということが懸念されるのかなと、適切な企業努力による入札が確保されているとは言いがたいのではないかなと感じております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 私も生駒の視察に参加させていただいて説明を受けましたけれども。やはり今ご説明のとおり最低価格、当然それは業者側にしてみるとやはり落札したいので、みんな最低価格に入れると。で、独特の抽選の形で落札業者が決定すると。であると、本来の入札の趣旨でなくなってしまうと思うんです。本市の場合はそのようなケースはどうですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田班長。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 最低制限価格での落札は年間数件ございます。ただ件数は今資料をお持ちしておりません。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 それは、本市の場合、例えばですよ、多数の業者が最低価格で応札して、何かの形で抽選をして落札業者が決定というケースがあるんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田班長。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 最低制限価格になって、そこへ複数社が応札したケースはあります。その場合にはくじ引きにより決定しております。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 いや、質問ない。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

土屋委員は、よろしいですか。

ほかにないようですので、財政課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構でございます。

（財政課 退席）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、改めまして審査を始めます。

委員の方々の意見を伺いたいと思います。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 ただいま担当の財政課から説明があったんですけども、生駒市の場合はほとんど全てが最低制限価格で、企業独自に設計していないというようなことで。一体どうやって調べてそんなふうにしたんだと思うんですけども。逆に、本市の場合は全ての業者がきちんと設計しているのかといたら、それも全く根拠のない話のわけで、非常に私は憤慨しているんですけども、先ほどの。

これどういうことかと私なりの意見、あくまでも私の意見ですけども、この入札の設計金額というのは相当高いわけで、79パーセントだとか86パーセントだとかそれぞれ、生駒市と本市の最低制限価格と説明があったけれども。大体そのくらいできちんと設計しなくてもそれで応札できれば、大体の仕事は、もちろん企業によって得意、不得意があるから別なだけども。きちんと細かく計算しなくても大体取れば、最低制限価格でも取れば十分利益は出るだろうと、そういうことで生駒市はおそらくそういう形になっていると思うんです。

本市の場合も、最低制限価格でやっている例が数件、年にあると言いましたけれども、そのとおり数件あるわけで。例えば113ページのやつも最低制限価格で2社がやっていますし。そのほかにもいくつかありましたけれども、ちょっと付箋をやっておかなかったのどこにあるのか分からないんですけども。

全部が一律じゃなくて、1つとか3つとか上位の2つが一緒というのがあって、これはどうしても取りたいと、そういうところで一緒になったんだろうと思うんですけども。それも最低制限価格があるから最低制限価格で入れたに過ぎなくて、どうしても取りたいということで。もし最低制限価格がもっと低かったらもっと低い最低制限価格、生駒市の基準だったらその生駒市の基準まで下げる可能性もあるわけで。そういう意味で、本市の状況が悪いと言っているわけではないんです。

今回の陳情にあるように、入札監視委員会が事後的に、この場合どうだったんだろうか、入札設計価格が高過ぎたんじゃないだろうとか、そういうことを今後のために検討していく、そういう委員会を設けるためにはそういうものが必要だろうという意味において、生駒市のほうがいいのか、本市のほうがいいのか。また具体的に、私が先ほど言いましたけれども、2社しか参加していないようなそういう入札がいっぱいあるけれども、こういうのがい

いのかと。

実際の最初の基準では、見込み業者がおおむね7社以上あるからいいだろうということでやったんだろうと思うけれども、結果として2社しか応札しなかったなんていう、そういう入札がいっぱいある。それはおかしいんじゃないかと。ただこれだけ見たって分からないわけで。具体的に入札監視委員会というものがあって、その委員がもう少し細かい資料を調べて、今後は、例えば地域要件を広げたらどうかとか、いろいろそういう意見を入札監視委員会の中で意見が出されて、そして次の年の入札が改善されるように反映されれば、本市にとって本市の入札がよくなる。それは間違いないと思います。

あともう一つ、生駒市の場合で、生駒市では自己的な品質管理みたいなものをきちんとやっていて、今まで駄目だったことがないというふうにおっしゃっていらして。さらに言えば、生駒市の場合は、総合評価だとかプロポーザルみたいなものもやらない。そこまでやっていて、一般競争入札で安い設計で、全く品質に今まで問題があったことがない。そこまで生駒市の担当の方はおっしゃられていたわけです。

本市のように財政が豊かでないわけで、こういう状況で、見かけの市民サービスではなく質的などところで、できるだけ価格の低いそういうものの中で、見栄えがいいとかそういうのではなくて、実際の使う価値としての品質が保証されているかどうかというところに焦点を当てた、そういう入札方針に変えていくような、そういうためにも落札監視委員会が必要ではないかと、そんなふうに思うわけです。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今、生駒市との比較出ています。私、経過を見てみると、生駒市の場合には非常にうまくいった例だと思うんです。要するに、ガラス張りに第三者、有識者会議で有識者を入れた第三者委員会です。一概に比べるわけにいかないという面もあると思うんです。最低制限価格の違いだとかいろいろあるんで。

ただ、最低制限価格についても、安かろう悪かろうではいけないとかということもあって、この資料を見ますと、受注業者が疲弊している市内の建設業者などの状況を考えて、アンケート調査を実施して最低制限価格の引上げの勧告を行ったと。これは、勧告を行ったのは第三者委員会が行ったんです。またダンピングで業者が困ってはいけないということで、そういう勧告もやっている。結果としてこれはひどい、安かろう悪かろうということになっていないかどうかという点では、よい公共工事をより安く発注するという、入札制度改革の最も

重要な課題が実現されてきたということで、80パーセント前後のところまで価格が低下したにもかかわらず、不良工事が増加するようなことはないというふうに、経過について説明をしているんです。

入札監視委員会だけじゃなくて、入札監視委員会ができる前の段階で入札改革に関する提言というのが出されて、もう入札監視委員会が出てから急に落札率が変わったというよりも、もうそういう論議をする段階から価格がかなり、今までずっと90パーセントの真ん中へんだったのが、ずっと80パーセントラインまで落ちてきているということから考えても、私は、一概に比較するわけにはいかないかもしれないけれども、ガラス張りになり、しかも、やはり何ととっても平均落札価格が全体として70パーセント代まで落ちてきているという結果を見れば、私はこの生駒市の取組を見て、この第三者の入札監視委員会みたいなものができるのがいい例として、生駒市を見ていけるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方。

秋葉委員。

○副委員長（秋葉好美副委員長） いろいろと議論されておりますけれども、やはり地元の企業というのも、やっぱり私は見逃せないんじゃないかなと。やっぱり今年の台風、大雨があったときに、やはり災害の復興という部分では、地元の企業の方の協力というのは大変不可欠だったんじゃないかなと思います。

そういった意味では、やはり最重要課題で地元の企業の経営とか維持とか、そういったものを考えて地域経済の循環といったものも観点に考えた場合には、やはり地元の企業ということも非常に大事ではないかなと思いますので、やはり現段階において入札監視委員会の設置というのはちょっとどうなのかなと、私個人ですがそのように思いました。

○委員長（北田宏彦委員長） 土屋委員。

○土屋忠和委員 秋葉委員と全く似ているんですけども。

入札の監視委員会を設置いたしますと、確かに日本全国から広く入札参加が多くなって、競争性も高くなって安く発注できるという、行政側のほうの観点が優先されるんですけども。一般競争入札における地域要件をなくするという方向に向かったりしますと、先ほどの意見と一緒になんですけれども、今年の台風だとか大雨だとかそういう洪水関係のときに、どうしても地元の企業とか業者が動きますので、その協力が完全に不可欠であったことや、現状新型コロナウイルス感染に関しまして、当然地元企業の方も経営力が低下してきていま

すし、地元の経済をやっぱり循環させるということの観点からいえば、一定の地域要件の設定は必要ではないのかなと思います。

よって、私も、今の現状であれば入札監視委員会の設置は必要ではないと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 いろいろ、先ほど財政課の説明等々ありましたけれども。要は、現行ほとんどが一般競争入札だと。最低制限価格があるということでもありますので、確かに監視委員会が、どういう役目を果たすかなということを考えますと、やはり入札の手続やら適正に行われているかということを常に監視していく、確認をしているということでもありますけれども。本市は、現行の資格審査委員会がそのような役目を果たしていると思いますので、現在の審査委員会を継続していくということによろしいのではないかなというふうに思います。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、皆さんの意見が出たようですので。私の意見を述べさせていただきます。

先ほど蛭田委員のほうからお話もありましたけれども、入札監視委員会が設置される以前に生駒市においては入札制度改革を平成18年度に行ったということで。平均落札率の表を見ますと、平成18年の入札制度改革のときからやはり急に下がってきているんです。このとき何をしたかという、指名参加型から一般競争入札に、本市と同様にほとんどの入札を一般競争入札にしたと、それによってということなんで。既に本市としては一般競争入札を広く導入しているということですので。ですから、落札価格の低下というものを求める点に関しては、なかなか難しいのかなというふうに思いました。

以上です。

ほかの委員の方、ご意見等ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） ないようですので、次に討論ですが、希望はございますでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 先ほど言わなかった意見を言いますが、討論をいたしますけれども。

本市と生駒市の大きな違いとして、本市の業者はつい最近山武談合事件という、軒並み公共事業、復興のための公共事業で談合していたと。そういうような談合企業がいるにもかかわらず、入札を地域要件で決めると。そうすると談合の温床になるわけです。隣同士の、い

つも一杯やっている仲間の社長同士で談合するのは当たり前なんです。

そこで、例えば地域要件が広がることによって本来の談合に参加できにくくする。そういう作業を、この工程を入れることによって大きく入札価格、落札価格が下がると私は思う。そもそもが、地域要件があろうがなかろうが、その地域の業者は非常にその地域で仕事をしやすい状況にあるわけで、また遠くから社員を連れてくるのにもお金がかかるわけだから、当然その地域要件があろうがなかろうが、本市の企業は本市の仕事をやりやすい環境にあるんだから、通常普通に競争すれば本市の企業が勝つのが当たり前なんです。

わざわざ遠くから安い価格で、よほど何か外国人労働者を雇うとか特別なことをしない限り、地域要件がそもそもなくなっても、十分本市の中で競争力がある。競争力のある企業が落札する可能性はある。むしろ、そういう本市の中で競争力のある業者を育てていくためにも地域要件を外して、本来倒産してしまうような会社が公共事業のおかげで生き残っているとしたら、そっちのほうが大きな問題だと私は思う。

また多くの委員から、複数の委員から、災害等でいろいろ助けてくれるだろうと。そのとおりだと思うんですけども。災害のときというのはそれこそ競争入札ではなくて、大体が随意契約で、非常にその業者にとってはうまみのある仕事であって、台風にしても雪にしてもそれなりに大変なのは間違いないです。いきなり雪が降ってきたわけで、あした休みだったというのに駆り出されるんだから、それはそれで大変だと思うけれども、仕事としては非常にいい仕事なわけで。もし本市の業者がやりたくない、うちは労働基準法を守って休みを取りますとかいうんだったら、隣の業者がいくらでも、私がやります、私がやりますと来るわけで。

何か災害協定を結ぶだとか、そういうときのために非常に役に立つというふうに言っているんだけど、私はそうは思わない。災害のときには、きちんとやってくれる業者は本市の中でみんな手を挙げます。やりたくないなんていう業者はいないです。そういうふうにあります。もちろんやれない業者はいるかもしれない。

そういう本市の業者を、競争力のある業者を育てていくためにも入札改革は必要だと。その入札改革のためには入札監視委員会が一つのきっかけになるのではないかと、そういう意見からこの陳情に賛成するというふうには、賛成意見として終わります。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方、討論はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 意見等が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思います

がよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、お諮りいたします。

陳情第8号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成少数。

よって、陳情第8号は不採択と決しました。

以上で、陳情第8号の審査を終わります。

◎陳情第11号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

○委員長(北田宏彦委員長) 次に、陳情第11号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 先ほど陳情者から説明を受けて、陳情者の説明を聞く限り、私、この陳情に反対する理由が1つも見つからないわけです。

これは本市においては、かつて川嶋事件という、マスコミ等でもかなり大々的に取り上げられた、冤罪の可能性があるというふうな事件がありました。これも結果として、そのまま冤罪は認められない中で懲役10数年ですか、10年以上服役して出所されたわけですけども。そういう冤罪の可能性のあるような事件というのは、本当に日本中でたくさんあると。

この陳情書の中にも書かれていますけれども、布川事件は1960年代の古い事件ではありませんけれども、あと、この足利事件も東電OL事件も東住吉事件も、1990年、2000年くらいの最近の事件で。DNA捜査なんかはどんどんこの間発達する中で、新しい証拠というかなりハードルの高い、そういう案件を越えて弁護団が再審請求しているわけです。証拠の間違いだとか、もしくは新証拠が出るとか、そういうかなり大きな高いハードルを乗り越えて再審請求をしたにもかかわらず、この中に書いてあるのが、陳情の一つが、検察の証拠の全面開示と再審開始決定に対する不服申し立て、上訴の禁止という、この2つを何とかしてくれというのがこの陳情なんですけれども。

多くの事件で、まず地裁で再審決定がされても即時抗告、また最高裁への抗告が即時抗告なんですか。それでその後特別抗告というのが最高裁への抗告なんだと思うんですけども。そういう形で再審の道を閉ざすということが相次いでいると、そういうことが書かれているわけですけども。

日本が法律の刑事訴訟法のモデルとしたドイツが、もう既に50年以上前の1964年に検察上訴を禁止していると、そういうことも陳情書には書かれていて、日本の刑事訴訟法がいかに先進国レベルから遅れているということもよく分かる内容だと思います。

このようなことから2点、再審における検察手持ち証拠の全面開示、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止。非常によく分かる内容で、これは直ちに国に対して刑事訴訟法を改正するなり裁判所の運用を変えるなり、意見書を本市から上げていくということには賛成でございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方、ご意見ございますか。

土屋委員。

○土屋忠和委員 冤罪があってはならないということについては、十分に理解できる場所がありますが、検察による甚大な妨害があるとか、捜査で集めた証拠を隠匿しているなどといった指摘については疑問があります。

また、陳情事項にあるような再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止という措置が、果たして妥当かというところにも問題があるように感じます。

現在、国会において再審規定に係る議論や研究が進められていることから、その状況を、見守るべきだと思いますので、本陳情は不採択とすべきと考えております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 私は、陳情者のこの陳情の趣旨は、大卒の陳情の趣旨は理解できます。しかしながら、意見書を国へ出してくれと、提出してくれということですけども、大網白里市議会が意見書を提出することはどうなのかなと。市民の皆さん、こういうお話に、やってもちろん悪いことではないと思いますけれども、市民生活の中で議会がもっとやるべきことは、身近なことはあるだろうなというふうに考えると、妥当性が欠けるかなというふうには思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 詳しい話は別ですけれども。国の法律と、例えば法律の制定を求める市民団体だとか市民からの要望、陳情、請願などというのは、これは地方議会を通じて上げていくわけです。国の法律制定を待っていくということであると、もう地方議会はそういう点では国の動向を見守るだけということになってしまうわけで、市民の、あるいは市民団体から出された陳情が、これはもうそのとおりだなということであれば、これはそれを尊重して国に上げていくと。あえて、これを陳情してほしいということを市民団体からの陳情を、これを取り上げないということの理由には私はならないと思うんです。これが地方議会の役割ではないかというふうに思うんです。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 もう一つつけ加えたいのは、日本では再審がすごく難しいということに加えて、世界で日本と、あとは中国くらいです。日本と中国、北朝鮮もそうかもしれないけれども。先進国もしくは経済がそれなりに発展している国では日本と中国、あとアメリカのごく一部の州だけが死刑制度を残しているわけです。

それで、これだけ新証拠がありながら再審を難しくしている中で、この間、再審請求をしているそういう事件でも、死刑執行をどんどん繰り返しているのが今の日本の政府です。もう面倒くさいから死刑にしちゃおうと、そういうことだと思います。

先ほど、警察や検察が証拠を捏造したりするわけがないみたいなことを土屋委員は言っていたけれども、別に私も、ほとんどの99パーセントの警官とか検察官が、そんな証拠の捏造をしたりしないとは思いますが。でも、例えば証拠があるにもかかわらず隠しているというのは、ほとんど全て100パーセントに近いくらいが、弁護団のほうがこういう証拠があるだろうということ、もしくはその証拠を見つけてこないのが悪いんだと、そういう姿勢で、ほとんど全ての裁判においてきちんと全て証拠を開示しているなんていう例はありません。100パーセント断言できます、これは。

そういう中で、本来だったら再審請求とか無罪判決に決定的な証拠というものが、この間たまたまDNA検査だとかそういうものの中の発達の中でばれてしまった。ばれてしまって、ようやく検察は実はこういうのがありましたと、そういうことがいくつもあるわけです。おそらく、足利事件、布川事件、東電OL事件も、あと東住吉事件も、みんなそういう形で検察が隠していた、隠蔽していた、隠蔽とまでは言わないけれども隠していたことがばれてし

まって、それで無罪判決になり、さらに再審の中では検察がもう、検察官さえ無罪であるというそういう主張をしている事件がほとんどです、再審の中で。

これをもって、検察官が真面目にやっているからだとかそういうものではなくて、あくまでも制度として再審制度をもっと効果のあるものに変えていこう、改正していこうという、そういう意図の陳情だと私は思うので、これはぜひ、大網白里市からもこういう陳情を上げていったほうがいいんじゃないかと思います。

先ほど蛭田委員も言っていましたけれども、国のやることといっても、それ全部私たちにも一つひとつ関係することで、刑事訴訟法また平和のこととか。小倉委員はもっと生活のことがいろいろあるんじゃないかと、私もそう思います。もっと生活に密着した陳情が来たら、もちろんそれもきちんと審査しますが、こういう刑事訴訟法のこと、直接知り合いでこういう事件に巻き込まれている人がいなくても、もし1人でも、数少なくても、こんなことになって10年も20年も30年も無実の中で拘留されたり、場合によっては死刑執行されてしまったらこれは取り返しがつかないわけで、先進国並みの法制度に変えるということは全く妥当な陳情だと、そういうふうに考えます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ご意見に続きまして、次に討論でございますが、希望者はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、意見が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） お諮りいたします。

陳情第11号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成少数。

よって、陳情第11号は不採択と決しました。

以上で、陳情第11号の審査を終わります。

ここで5分間の休憩をいたします。

（午後 2時11分）

○委員長（北田宏彦委員長） 再開します。

（午後 2時18分）

◎議案第1号 令和2年度大網白里市一般会計補正予算

◎議案第4号 大網白里市社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第9号 大網白里市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（北田宏彦委員長） これより付託議案の審査を行います。

議案第1号 令和2年度大網白里市一般会計補正予算、議案第4号 大網白里市社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号 大網白里市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

財政課を入室させてください

（財政課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、発言の際にはマイクを使用するよう、併せてお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第1号、議案第4号及び議案第9号の説明をお願いいたします。

古内課長。

○古内 衛財政課長 財政課でございます。

本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは、私の右隣が副課長の森川でございます。

○森川裕之財政課副課長 よろしくをお願いいたします。

○古内 衛財政課長 そして、その奥が副主幹で財政班長の茂田でございます。

○茂田栄治財政課副主幹兼財政班長 よろしくお願ひします。

○古内 衛財政課長 次に、私の左隣が副主幹で契約管財班長の北田でございます。

○北田吉男財政課副主幹兼契約管財班長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 最後に、私、課長の古内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は、着座にて失礼いたします。

それでは、説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 一般会計補正予算ですが、歳入歳出予算にそれぞれ2,590万2,000円を追加し、予算総額を206億1,334万円にしようとするものでございます。

主な補正の内容ですが、今回は新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算につき、3つの事業を上げております。

その1点目が、私立保育園等における感染症拡大防止対策で、補正額は600万円の増額となります。私立保育園11か所及び民間学童保育施設1か所の計12か所に対し、1施設につき50万円を上限として、衛生材料や衛生備品の購入に係る費用を補助することといたします。

なお、これはさきにご承認いただいた6月補正予算の追加分として、さらに要望のあった施設に対し補助を行うものであり、財源は全額県補助金となります。

次に、2点目が幼稚園緊急環境整備事業で、補正額は200万円の増額となります。市立幼稚園の衛生環境を確保するために必要な消耗品の購入費として、1園につき50万円を計上するもので、こちらも6月補正予算の追加分となります。財源として、全額県補助金を活用いたします。

3点目は、児童発達支援事業所における感染症拡大防止対策で、補正額が38万円の増額となります。子育て支援館内で実施しているきりん幼児教室の衛生環境を確保するために必要な消耗品や備蓄の購入費を計上するもので、財源は全額県補助金となります。

以上が、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業内容でございます。

続いて、その他主な歳出として3つの事業につき、ご説明申し上げます。

その1点目が、中学校教育振興費で、補正額は785万3,000円の増額となります。新学習指導要領が令和3年度から全面実施されることに伴い、教師用教科書及び指導書等の購入費を計上するもので、財源は全額一般財源となります。

次に、2点目が障害者グループホーム等助成金で、補正額は395万4,000円の増額となります。障害者グループホームに対する運営費助成金及び入居者家賃助成金につき、助成対象者数の増加見込みに合わせて所要額を増額するもので、財源の2分の1相当となる197万6,000

円は千葉県障害者グループホーム運営費等補助金を充て、残りを一般財源で対応することといたします。

3点目は、児童手当費で、補正額が495万円の増額となります。対象児童数の増加に伴い所要額を計上するもので、財源として国費が326万2,000円、県費84万4,000円、一般財源84万4,000円をそれぞれ見込んでおります。

以上が、その他主な歳出の内容でございます。

このほか令和3年度当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に業者選定や契約等を行う業務、また、複数年にわたる契約を締結する必要があるものについて、全17事業、総額3億1,405万5,000円の債務負担行為を設定することといたします。

続いて、その他主な歳入についてご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に伴う財源として、千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金及び教育支援体制整備事業費補助金を計上いたしました。また、令和元年度の後期高齢者医療給付費の確定に伴い精算分として千葉県後期高齢者医療広域連合負担金返還金を3,735万7,000円見込んでおります。

以上が、議案第1号の概要でございます。

続いて、議案第4号 大網白里市社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本市の社会福祉基金は、平成2年3月30日に設置したもので、地域における高齢者保健福祉活動の促進を図るため、当時の高齢者保健福祉推進10か年戦略ゴールドプラン、これに基づき平成3年度から平成5年度までの3か年で、普通交付税に措置された地域福祉基金造成費2億9,367万4,000円を原資として、これまで運用してまいりました。

しかしながら、基金設置から30年が経過し、近年、県内自治体では当該基金の用途拡大が進んでいること、また、本市においても障がい福祉や児童福祉関係事業費が年々増加していることを踏まえ、高齢者福祉に限らず基金財源を福祉全般に活用できるよう用途の拡大を図ろうとするものでございます。

以上が、議案第4号の概要となります。

最後に、議案第9号 大網白里市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、駅前広場の占用許可を受けた者から徴収する占用料の額につき、本市道路占用料等条例の規定を準用するよう当該条例の一部を改正するものでございます。

本日追加でお配りした別紙資料をご覧ください。

本市では、駅前広場の設置及び管理に関する条例第9条第4項において、駅前広場の占用許可を受けた者から徴収する占用料の額は、法定外公共物の占用等に関する条例第9条第2項の規定を準用しているところです。

しかしながら、この準用元となる条例については、平成31年市議会第1回定例会において法定外公共物の占用料の額や徴収方法等は道路占用料等条例の規定の例による旨の一部改正が既に可決されておりますので、今般、駅前広場の占用料の額についても同じく道路占用料等条例第2条の規定を直接参照するよう見直すこととし、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上が、議案第9号の概要となります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました議案第1号、議案第4号及び議案第9号の内容について、質問等あればお願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 議案1号で、1番の（1）（2）というのは私立また市立問わず、1園50万円、そういう計算なんですけれども、これは大ざっぱにこれだけ予算があるから50万と決めちゃったのか、それとも50万の何か算出根拠があるのか、お願いしたいと思います。

それから、2の（1）の中学校の教科書、指導書、これ指導要領変わることは決まっていたのに、何で当初予算に入っていなかったのか、補正予算なのか、お答えいただきたいと思います。

それから、議案4号、基金を解消するという事なんですか。これでこの間、前財政課長だった時代から基金はどんどん、基金を全部使っても足りないなんて言っていたわけで、この基金を解消して、これは今までは福祉に使う基金だったのにほかのことに使うという、そういうことでよろしいのでしょうか。法的に問題ないのか、そのへんも含めてお願いしたいと思います。

それから、9号、改正の趣旨は分かったんですけども、せっかくの機会なので、駅前のこの場合に適用される、占用料を適用する、そういう具体的な場所というのは何で、今幾ら取っているのか、分かる範囲でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 茂田班長。

○茂田栄治財政課副主幹兼財政班長 まずはじめに、新型コロナウイルス関連の（１）番、（２）番の50万円の算出根拠でございますが、こちらについては国のほうから示された50万円を10分の10、全額国庫補助で見えておりますので、特別50万に対する積算の根拠はございません。

また、この金額につきましては、6月補正予算で計上したものと同額となりますので、合わせてこれで100万円ということになってございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 それでは、2点目の中学校教師用の教科書採択等に関するご質問についてお答え申し上げます。

教科書の選定につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて採択を行っております。

本市の場合は、教科用図書山武採択地区協議会、こちらに属し、今年度、教科書採択に関する協議を行ってまいりました。この採決結果につきましては、管内市町の教育委員会において7月の定例教育委員会、こちらのほうで承認が報告されましたので、これと併せて補正予算に計上したところでございます。

したがって、当初ではなく補正予算で対応した経緯については以上となります。

○委員長（北田宏彦委員長） 森川副課長。

○森川裕之財政課副課長 議案第4号でございます。社会福祉基金でございますけれども、これまで高齢者福祉のみ限定して基金のほうを用途を限定しておりましたが、これを年々増加しております障がい者福祉でしたり児童福祉施策、こちらに財源確保の課題が生じておりますので、用途を拡大してこの課題を解消しようということで改正をしたいということでございます。

それから、第9号の議案の駅前の条例で占用の実績ということですが、現在占用料については工作物ですとか物件、こういったものを設置している者から徴収しております、現在郵便ポスト、こちらを占用許可しております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 ありがとうございます。大体分かりました。

ちなみに、既に最初の幼稚園、保育園に対する50万円は、以前の補正で出したという話な

んですけども、その使われている感じとして、これは感染症拡大防止対策として足りているのか。今回の50万円でさらに足りるのか。今のところのこの間の使われ方の実績等、どんな具合なんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 森川副課長。

○森川裕之財政課副課長 6月補正で計上させていただいたものについては、おおむね消毒液でしたり衛生材料を購入するというので、ほぼお使いになっているというふうに伺っておりまして、今回追加の要望があったところを確認しまして、その保育園とかに補助を行うという形になったんですけれども、6月に補正をした保育所で今回要望がなかったというのは1園だけというふうに伺っております。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

ほかの委員の方。

小倉委員。

○小倉利昭委員 すみません。私も議案第1号の1ですが、今黒須委員の質問の中でちょっと聞き漏らしたかもしれません。1つだけ確認させてください。

要望のあった施設で、11プラス1で12か所。今森川副課長の説明で、1施設だけ要望がなかったという。その要望がなかった施設は足りていたというか、必要がなくて要望がなかったのか、そのへん確認。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 ご質問の1園につきましては、家庭的保育事業ということで、本当に預かるお子さんが非常に少ない規模のそういった規模の施設と伺っております。1回目の支給で50万円補助させていただいておりますので、その分で今のところしのげるという判断だと認識しております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 分かりました。ありがとうございました。

もう一点、主に歳出のところの中学校教育振興費、学習指導要領が変わるということで、教師用の教科書及び指導書でございますが、中学校の教科書と指導要領を配布する先生方、教員の人数、分かりましょうか。さらに、何が教科書幾ら分、指導要領幾ら分とか、そのへんも分かりましょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 お答え申し上げます。

こちらにつきましては、教師用の教科書として285冊を予定しております。それから、それに付随した指導書もございまして、こちらが301点、この購入費として予算計上しているところでございます。教師の数につきましては、この場ではお答えできないのが正直なところですが、購入点数については以上のとおりになります。

それに加えて、中学生が使用する社会科副読本というものがございまして、進路に関する副読本だそうですが、こちらが1,242冊、これを購入する予定で、合計で785万3,000円を予算計上したところでございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 小倉委員。

○小倉利昭委員 ありがとうございます。分かりました。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 補正、議案第1号のめくって、2のその他の（2）の障害者グループホームの助成なんですけど、助成対象者数が増加、これから増加するということが見込まれるということで、それに対する運営助成金というのは、これは運営する事業者のところに行く。それから入居者、これも助成金と。

参考に、もし分かれば、市内の障害者グループホームというのが何件ぐらいあって、何人ぐらいいるのか。それから、今回増えるということですけども、これから増えることが見込まれるということなんですけれども、それが何人ぐらいなのか、分かれば教えていただきたい。

それから、議案の4号のほうですけども、障がい者福祉あるいは児童福祉のほうに使う用途ができるようにということなんですけれども、もうちょっと具体的に何かこういうことで、こういう用途に想定しているみたいなことがもし分かれば、参考のお話しできればしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 茂田班長。

○茂田栄治財政課副主幹兼財政班長 まず、市内のグループホームなんでございますが、これにつきましては8つのグループホームがございまして、

ただし、今回この補正予算に計上しているものにつきましては、市内に限らず本市が援護、

要は支援しているという方に対するものでございまして、分かりづらいんですけども、市内のこのグループホームを使っている、助成金を使っている方が市外のグループホームを使っていたとしても本市がそれに対します助成金を助成するものとなってございまして、令和元年度、14事業所に助成金を交付していたところなんですけれども、令和2年年度につきましては19事業所ということで、5つ事業所が増えていると。

また、この助成の対象者なんですけれども、やはり運営費に係る部分につきましては、昨年は27名だったところが今回33名ということで、約6名増えてございまして、また、家賃助成につきましては、48名だったものが約58名を今見込んでいるところでございます。

やはり昨今、全国的に障がい者の方がグループホームを使うということが傾向的に多くなっているところでございまして、本市もやはり同様にこういった結果的に伸びている状況となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 森川副課長。

○森川裕之財政課副課長 恐れ入ります、もう一度ご質問のほう。恐れ入ります。

○蛭田公二郎委員 議案の4号、障がい者福祉、児童福祉のほうにもこれ今後、使途できるようにということなんですけれども、もうちょっと具体的に障がい者福祉、児童福祉のどのようなものに使うのかというようなことが分かれば教えていただきたいということなんです。

○委員長（北田宏彦委員長） 福祉全般というふうなさっき説明があったわけだけれども、その詳細について説明願いたいということだね。

森川副課長。

○森川裕之財政課副課長 個別具体的なものというご質問でございますけれども、基本的には市の一般財源を投入するところに充てていきたいなどお考えおきまして、まだ予算編成中ですので、具体的にどこにということまでは詰めておりません。申し訳ございません。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

それでは、財政課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（財政課 退室）

◎議案第6号 大網白里市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

◎議案第10号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について

○委員長（北田宏彦委員長） 次に、議案第6号 大網白里市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第10号 市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、発言の際にはマイクを使用するよう、併せてお願いします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第6号及び議案第10号の説明をお願いします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） それでは、総務課のほうの出席職員を紹介させていただきます。

まず、総務課副課長兼選挙管理委員会書記長の古内でございます。

○古内晃浩総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 よろしくお願いいたします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 行政班長の齊藤でございます。

○齊藤康弘総務課主査兼行政班長 よろしくお願いします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 人事班長の子安でございます。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 子安です。よろしくお願いします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 最後に、課長の堀江でございます。よろしくお願いします。

では、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第6号のほうから説明をさせていただきます。

大網白里市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案につきましては、地方税法の改正に伴い、延滞金に関わります特例基準割合の名称が「延滞金特例基準割合」という名称に改められましたことから、本市がこの用語を引用し

ております3つの条例、大網白里市介護保険条例、大網白里市後期高齢者医療に関する条例、そして大網白里市道路占用料等条例につきまして、一括して3条例の用語を改正しようとするものでございます。

ちなみに、その特例基準割合と申しますのは、国税延滞金を算出する際の利率のことをごさいます、法定利率、遅延利息につきましては14.6と非常に高い金利になっておりますが、今般の低金利を反映して、これを全面的に適用することについては不合理だろうということ、日本銀行法で定めます国内での銀行が民間に短期貸付約定する際の利率を過去1年間分を遡ったものを翌年の利率として適用しようとするものでございまして、現行では最新の利率は、今年度適用されておりますのが1.6パーセント。特例がありまして、これに対してプラス1パーセントと、14.6パーセントが法定利率ですけれども、最初の2か月間につきましては7.3パーセントが特例とされておりますので、このいずれか低いほうを適用することができるとなっておりますので、自動的に現在の最新の2か月間の延滞金の利率というのは2.6パーセント、1.6プラス1ということで2.6と、7.3よりも低いということでそのように適用されているとのことをごさいます。

後段の説明は、少々面倒くさい説明でございましたのですけれども、条例の改正案につきまして、国の用語の改正が変更されたことによるものでございます。

以上が、議案第6号でございます。

続いて、議案第10号、これにつきましては、さきに行いました職員の懲戒処分案件に起因するものでございまして、監督責任といたしまして、市長及び副市長の給料を減額するための条例を新たに制定するものでございます。

内容につきましては、市長給与におきましては、令和3年1月1日から3月31日までの3か月間、副市長にあつては令和3年1月1日から2月28日までの2か月間、それぞれ給料の10パーセントを減額しようとするものでございます。

以上が、議案第6号並びに議案第10号の議案の内容でございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました議案第6号及び議案第10号の内容について質問等があればお願いします。

ございませんか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 議案10号に関して、市長、副市長にどのような監督責任があつたのか、お答

えいただきたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） これにつきましては、市長、副市長にとっては任命権者側でありますので、その監督責任ということであります。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 市長が3か月間、副市長が2か月間、これはどうやって決めたのでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） これにつきましては、内部的な基準ありませんけれども、職位に応じた月数というふうに理解しております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 特に反対するものではありませんけれども、度重なるこのような不祥事で、全員協議会で北田委員長からも、このような事態に対してのどう今後なくしていくかという、そういう話はその後どうなりましたでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内副課長。

○古内晃浩総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 こちらのほうを受けまして、改めて庁舎内の準公金、扱っている部署、全部なんですけど、全部署に照会をかけまして、実際どのように管理しているか、再調査しました。その結果を受けまして確認したところ、おおむねほぼ適正に処理されておりましたが、今後、市として改めて統一した基準を設けるかどうか、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 おおむね適正に処理していたというお答えでしたが、適正に処理していない例が他に1件でもあった、そういうことだと思うんですけども、どのような事例があったんでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 今言葉のあやだと思うんですけども、おおむねという言葉の中には、全て会計帳簿1件1件、ちなみに13課室の26会計というんでしょうか、団体分を市のほうで管理しておりますけれども、その中においては少なくとも決算時点での数字の間違いないということと、本年度については数字が動いていますので、現時点での正確な確認というのはできていないという意味でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 分かりました。

そういう意味でおおむねということなんですね。

ちなみに、他のところでキャッシュカードを作っていたとか、そういう運用していたと、そういう事例はあったんでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 調査段階では、キャッシュカードを運用していた部署がございましたが、現時点におきましてはそれは是正するという事で報告を受けております。つまりなくすという意味です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 分かりました。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

それでは、総務課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（総務課 退室）

○委員長（北田宏彦委員長） これより議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第1号 令和2年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） ないようですので、それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 大網白里市社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、議案第4号について、原案のとおり決することに

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 大網白里市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号 大網白里市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

次に、その他ですが、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(秋葉好美副委員長) 以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、大変にお疲れさまでございました。

(午後 2時58分)